

標準化技術をめぐる特許問題対策の動向

近年、必須特許について標準化団体で制定されている IPR ポリシーが法的に有効であると認められる判決が出ており、ポリシーの改訂・整備が進んでいる。また、独占禁止法に抵触しないためのパテントプールに関するガイドラインが日米欧で公表されたことで、標準規格の必須特許を扱うパテントプールの設立が促進されている。

知的財産部 カー クリストファー
 なかむら おさむ
 中村 修

1. まえがき

近年の情報通信分野において、IMT-2000や無線LAN（Local Area Network）などの技術の標準化は、部品の共通化によるコスト軽減やローミングのために欠かせない。技術の高度化により、標準化された仕様に含まれる必須特許^{*1}も増加している。必須特許の権利者が多いと、標準化技術を利用するための権利処理が煩雑になるとともに、累積したライセンス料によりコストが増加する恐れがある。多くの標準化団体では、標準化技術をめぐる特許問題を解決するために、知的財産の扱いに関する規則（以下、IPRポリシー）を制定し、その中で、参加者が保有する必須特許を適切な条件でライセンスするという宣言を義務付けている。

近年、裁判において標準化団体が制定したIPRポリシーの法的な有効性が認められ、不当な権利行使

を認めない判決も出始めている。しかし、独占禁止法の観点から標準化団体は具体的なライセンス条件を決めることができないため、累積ライセンス料の問題は、標準化団体の活動の外で解決せざるを得ない。この問題の具体的な解決策の1つとして、複数の特許権者が共同でライセンスするパテントプールが注目されている。パテントプールは多くの特許を一括してライセンスすることで煩雑な個別交渉を回避できるため、必須特許のライセンスに適している。近年、各国の独占禁止法監督局がパテントプールに関する独占禁止法上のガイドラインを策定して基本的な考え方を明確にしたことで、パテントプールの設立が促進されている。

本稿では、各種標準化団体におけるIPRポリシーの最新動向と、関連するパテントプールの動向について解説する。

2. 標準化団体の IPR ポリシーの動向

標準化団体には、ITU（International Telecommunications Union）をはじめとする公的な機関から、企業が自主的に集まって作るフォーラム形式の団体まで、さまざまなものがある。情報通信分野における主な標準化団体を表1に示す。標準規格の制定後に、その規格の必須特許保有者が他者への特許ライセンスを拒否する、あるいは法外なライセンス料を要求することによってその標準規格が実質的に利用できなくなると、産業の発展が妨げられる。このような特許問題を未然に防ぐため、ほとんどの標準化団体では標準規格の策定にあたり、IPRポリシーを制定し、標準化に参加するメンバにそれを遵守するよう求めている。一般にIPRポリシーには、保有する必須特許の番号、名称および他社に使用許諾

*1 必須特許：ある標準規格を実施する際に使用が回避できない特許。

Standardization

するかどうかを、あらかじめ宣言することが定められている。万が一他社に使用許諾しないという特許権者が現れた場合には再考を促し、それでも許諾しなければ、該当する技術を標準規格から外すということが定められている。必須特許を使用許諾するか否かについては、各参加企業が次の3つのうちの1つを選択する方法が、ITUやARIBなど多くの標準化団体で採用されている。

①1号選択：無償で許諾（または

権利放棄）

②2号選択：公平・妥当かつ非差別的な条件で有償で許諾

③3号選択：その他（1号および2号の扱いをしない）

2号選択における「公平・妥当かつ非差別的な条件」は、「FRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory) 条件」とも呼ばれている。しかし、2号選択で標準化プロセスに参加した企業が、標準規格が決定した後でFRAND条件での許諾の

約束に反して拒否するという、いわゆる「ホールドアップ問題」が発生している[1]。この問題に対応するため、標準化団体においてポリシーが改定されている。例えば、ETSIでは2007年3月にIPRポリシーが改定され、必須特許を宣言する際にそれに関するファミリー特許も同時に掲載できる、FRAND義務を取消しできないようにする、などの項目が追加されている[2]。さらに、特許権を譲渡した後も、FRAND義務が消滅しないための措

表1 主な標準化団体とIPRポリシー

分類	団体名	標準化領域	IPRポリシー
公的な標準化機関	ARIB (Association of Radio Industries and Businesses)	電気通信・放送	1, 2, 3号選択
	TTC (The Telecommunication Technology Committee)	電気通信ネットワーク	1, 2, 3号選択
	TIA (Telecommunications Industry Association)	電気通信	1, 2, 3号選択
	ITU-T (International Telecommunication Union-Telecommunication Standardization Sector)	電気通信	1, 2, 3号選択 (共通のIPRポリシーを採用)
	IEC (International Electrotechnical Commission)	電気・電子	
	ISO (International Organization for Standardization)	電気通信・電気・電子以外	
ETSI (European Telecommunications Standards Institute)	電気通信	2, 3号選択 (1号については明確な記載なし)	
フォーラムなど	3GPP (3rd Generation Partnership Project)	W-CDMA, LTEなど	標準機関パートナー(OP)に従う*
	IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers)	電気通信・電気・電子・ソフトウェアなど	1, 2, 3号選択
	IETF (Internet Engineering Task Force)	インターネット	1, 2, 3号選択
	W3C (World Wide Web Consortium)	ウェブ技術	1号
	OMA (Open Mobile Alliance)	モバイルインターネット	2号
	WiMAX Forum	WiMAX	2号
	MWIF (Mobile Wireless Internet Forum)	モバイルインターネット	1, 2, 3号選択
	Bluetooth SIG (Special Interest Group)	近距離通信	1号
	Femto Forum	フェムトセル	2号

※3GPPの標準機関パートナー（OP：Organizational Partner）は、ETSI/TIA/TTA（韓国）/TTC/ARIB/CCSA（中国）である

置が検討されている。また、ISOとIECでは選択肢が2号だけであったため、ITUのIPRポリシーが引用された場合に知的財産権の扱いがあいまいであったが、2007年2月に3標準化団体で整合がとれるように共通のポリシーに改定された[3]。

標準化団体のIPRポリシーの法的効果については、裁判などでこれを認める判断が出ている。欧州委員会は、米国Rambus Incorporated（以下、Rambus社）がSDRAM（Synchronous Dynamic Random Access Memory）^{*2}の必須特許をFRAND条件で許諾するという約束を守っていないとの訴えに対して、法外なライセンス料を請求することで優越的地位の乱用（EC条約82条違反）があったとする仮裁定書（SO：Statement of Objections）を2007年7月にRambus社に発出した。なお米国ではRambus社に対して連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）が同様の指摘

を行ったが、2008年4月にコロンビア地区巡回控訴裁判所によりFTCの主張は不十分であるとして退けられており、見解が分かれている。2008年12月には、米連邦巡回控訴裁判所がBroadcom Corporationと係争中のQualcomm Incorporated（以下、Qualcomm社）に対し、映像符号化方式のH.264規格を策定する段階で、Qualcomm社が保有する特許情報の開示義務違反があったとする判決を下した[4]。そのほか標準化技術関連の特許をめぐる裁判の例を表2に示す。

このようにIPRポリシーの整備により、標準化にかかわった特許権者によるFRANDに反する権利主張には一定の司法または行政判断がされているが、標準化に参加していない特許権者に対してはIPRポリシーの効力はおよばない。また標準規格に対する必須特許の宣言についても、個別の特許について宣言するかどうかは特許保有者の判

断に委ねられていることや、具体的なライセンス条件までは定められていないという課題がある。

3. パテントプールを取り巻く環境

標準化技術に含まれる必須特許を使用したい企業は、通常、必須特許権者と個別にライセンス交渉を行う。しかし、特許権者が多い場合には、そのすべてと個別に交渉を行うことは大変な労力が必要となる。また、各特許権者が妥当と考えるライセンス料で契約したとしても、累積されたライセンス料が高額になる懸念がある。この問題に対する1つの解決策として、パテントプールがある。パテントプールとは、必須特許を保有する複数の特許権者が共同してライセンスする仕組みであり、LA（License Administrator）と呼ばれるエージェントが運営するのが一般的である。現在活動を行っている

表2 標準化技術関連の特許をめぐる裁判の例

原告	被告	関連技術	提訴時期	管轄	原告主張のポイント	結果
FTC	Dell	コンピュータ	1995年	FTC	規格策定中に必須特許の存在を隠した	Dellが当該特許の権利を行使しないことで調停が成立。
Ericsson ほか4社	Qualcomm	W-CDMA	2005年	欧州委員会	FRAND宣言後に高額なライセンス料を要求した	2007年10月に欧州委員会が調査開始を表明。原告の1社であるNokiaは2008年7月にQualcommと和解したが、調査は継続中。
Nokia	Interdigital	W-CDMA	2005年	英国最高裁	被告の宣言特許は非必須である	一部の特許の必須性が否定された。特許の必須性を裁判所が判断した初の例。
eBay	MercExchange	WWW	2006年	米国連邦最高裁判所	被告の特許で差し止めまで行うことは不当	特許侵害があっても、差し止めできない場合があると判断。差し止めを盾にした高額なライセンス料請求への牽制となった。

*2 SDRAM：コンピュータのメモリ規格の1つ。外部バスインタフェースのクロックに同期して動作するよう改良されたDRAMであり、パソコン用のメインメモリなどに使われる。

Standardization

情報通信技術関連の主なパテントプールとそのライセンス組織を表3に示す。

必須特許保有者は、その特許をライセンスしなければ他社は標準化技術を利用できないという強い立場にある。そのため特許保有者が集まってパテントプールを設立する場合には、優越的な地位の乱用とみなされないようにライセン

ス条件の設定には注意を払う必要がある。かつてはパテントプールは公正な競争を阻害するものとみなされていた。しかし、標準化技術の普及においてパテントプールの有効性が広く認識されたため、パテントプールを設立・運営するうえで、独占禁止法に抵触しないためのガイドラインが各国の独占禁止法監督局から公表されるように

なった。日本では、公正取引委員会が2007年9月28日にガイドラインを公表した[5]。欧州では、欧州委員会が2004年に同様のガイドラインを発表している[6]。米国では、DoJ (Department of Justice) とFTC が1995年にガイドライン[7]を発表しており、その具体的な適用例を示したガイドラインを2007年に公表した[8]。

表3 主なパテントプールとそのライセンス組織

組織名	技術	ライセンス数
3G Licensing Ltd.	W-CDMA	12
MPEG-LA	MPEG-2 Video and Systems	25
	MPEG-2 Systems	9
	MPEG-4 Visual	29
	ATSC	7
	AVC/H.264	23
	VC-1	17
	IEEE 1394	10
VIA Licensing	MPEG-2 AAC	5
	AAC	15
	Digital Radio Mondiale	14
	IEEE 802.11	8
	MHP	7
Sipro Lab Telecom	G.729音声コーデック	5
	G.723.1	4
	G.729.1	8
DVD-6c	DVD	9
DVD-3c	DVD	4
Sisvel	DVB-T	3
	MPEG AUDIO	6

AAC : Advanced Audio Coding
 ATSC : Advanced Television Systems Committee
 AVC : Advanced Video Coding
 DVB : Digital Video Broadcasting
 DVB-T : Digital Video Broadcasting-Terrestrial
 MHP : Multimedia Home Platform
 MPEG : Moving Picture Experts Group
 VC : Video Codec

4. パテントプールに期待される効果と課題

パテントプールは、特許を一括してライセンスすることで個別交渉の稼働を大幅に軽減できるというメリットがあるが、ホールドアップ問題に対しても一定の効果が期待できることが明らかになっている。

第1に、FRAND条件のベンチマークとしての効果がある。特許のライセンスは一般にライセンサとライセンシとの二者間での交渉で決められ、外部にライセンス条件が公表されるケースはまれである。そのためFRANDなライセンス条件を定義することは困難である。一方でパテントプールでは、ライセンス条件に関して多くの特許権者によって議論されたうえで、ライセンサとライセンシ双方にとって妥当と考えられる条件が定められ、公表されるケースが多い。このよ

うに、対象となる標準規格の必須特許ライセンス条件に一定の「相場」が形成され、これをFRANDであるか否かの目安として、パテントプールに参加していない特許権者との個別交渉にも活用できる。第2に、保有する件数が少ない特許権者にとって、パテントプールは交渉費用がかからないというインセンティブが働くため、結果として必須特許が集約されるという効果がある。

一方でパテントプールの設立が増えることによる新たな課題として、ライセンス料の累積問題がある。携帯電話を含めた情報家電では、一製品に多くの標準化技術を含んでいる。たとえ、それぞれの標準化技術でパテントプールが設立されていても、すべてのパテントプールのライセンス料の合計により製品のコストが上昇する。こ

の対策として、パテントプール間の連携についても議論されている。

5. あとがき

本稿では、標準化技術にかかわる特許問題に対応したIPRポリシーとパテントプールを取り巻く環境について解説した。技術の高度化による特許数の増大に起因する問題や、知的財産権を資産として積極的に活用しようとする動きにより、新たな課題が生じている。今後も、発明者の権利の保護と標準化技術の普及による産業の発達のバランスに配慮した国際協調活動が求められる。

文 献

[1] “特許発明の円滑な利用のための方策に関する調査研究報告書,” 平成17年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書, 財団法人知的財産研究所, 2006. 3. 18.

[2] “ETSI Rules of Procedure Annex 6 : ETSI Intellectual Property Rights Policy,” ETSI IPR Policy, Mar. 2007.

[3] “Guidelines for Implementation of the Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IEC,” Mar. 2007.

[4] United States Court of Appeals for the Federal Circuit, 2007-1545, 2008-1162.

[5] “標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方,” 公正取引委員会, 2007. 9. 28改定.

[6] “COMMISSION NOTICE : Guidelines on the application of Article 81 of the EC Treaty to technology transfer agreements,” Official Journal of the European Union, C 101/02, 2004.

[7] “Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property,” U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, Apr. 1995.

[8] “ANTITRUST ENFORCEMENT AND INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS : Promoting Innovation and Competition,” U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, Apr. 2007.